

広島県告示第五百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の原因となる土砂災害の発生原因	土砂災害警戒区域	広島県広島市安佐北区倉掛一丁目、同区倉掛二丁目地内
表区域の示す区域	土砂災害特別警戒区域	
自然現象の原因となる土砂災害の発生原因	土砂災害特別警戒区域	
号三律の土戒定第区年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表示め第へ関防に砂ニ表示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。